

墨田区耐震改修促進計画改定 概要

第1章 はじめに

1 目的	首都直下地震など甚大な被害をもたらす大規模地震から、区民の生命と財産を守り災害に強いまちをつくるために、耐震診断や耐震改修を計画的かつ総合的に推進していく道筋となるよう、その目標や施策体系を明らかにするものである。	P1
2 耐震改修促進計画の位置付け	建築物の耐震改修の促進に関する法律「耐震改修促進法」第6条第1項に基づき策定するとともに、東京都耐震改修促進計画及び墨田区基本計画並びに墨田区地域防災計画等との整合を図る。	P1
3 対象区域、対象建築物	対象区域は墨田区内全域とする。 対象建築物は、原則として新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築された建築物とする。	P2～
4 計画期間及び検証	本計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とする。 計画の実施状況検証のため、おおむね3年経過時点ごとをめぐり目標に対する検証を行う。	P4

第2章 基本方針

1 想定される地震の規模、被害の状況	想定する地震は、東京湾北部地震（M7.3、冬18時・冬5時、風速8m/S） 被害としては、死者数665人（冬18時）、建物全壊9,902棟等を想定（東京都防災会議、平成24年4月）	P5
2 耐震化の現状	住宅の耐震化率は、南部で92.0%、北部で85.3%、全区で88.7% 民間特定建築物等の耐震化率は、80.8% 区公共建築物の耐震化率は、99%	P6～
3 耐震化の目標	住宅の目標耐震化率は、平成32年度末で95%、平成37年度末までに耐震性が不十分な住戸数をおおむね解消 民間特定建築物等の目標耐震化率は、平成32年度末で95%、平成37年度末の目標については、今後の進捗の検証を経た計画改定時に定める。 特定緊急輸送道路沿道の建築物の目標耐震化率は、平成31年度末までに90%、平成37年度末までに100% 区公共建築物については、「墨田区公共施設等総合管理計画」に基づき建築物の老朽化対策の中で対応	P12～

第3章 耐震化の促進を図るための施策

基本的な取組方針	住宅・建築物の耐震化は、基本的に建物所有者自らの問題であり、同時に、地域の問題でもある。協治の理念に基づき、自助・共助・公助の考え方を踏まえて耐震化に取り組むこととし、建物所有者と事業者、区が目標実現のためにそれぞれの役割を担っていく必要がある。	P16
耐震化の促進に向け取り組むべき施策	住宅・建築物耐震化のために重点的に取り組むべき施策を体系に整理し、計画的・効率的に事業を展開する。	P17
1 住宅等の耐震化	住宅の耐震化率目標を達成するためには、北部において3,100戸の住宅を耐震化するための施策を行う必要がある。そのため、木造・非木造住宅の耐震化とともに、建替え・建物除却による耐震化を進めるとともに、生活空間の安全化を図る。	P17～
2 緊急輸送道路沿道等における建築物の耐震化	緊急輸送道路沿道の特定沿道建築物を対象に、耐震改修促進法に基づく指導、勧告により、建物所有者への意識喚起、誘導を行うとともに、区で指定している不燃化促進事業の事業地区を補完する避難路沿道の建築物の耐震化を促進する。	P29
3 民間特定建築物等の耐震化	耐震改修促進法第14条に定める特定建築物等のうち不特定多数の人が利用する建築物について、墨田区民間建築物耐震診断助成制度を活用して耐震化を促進する。建築所有者に対する耐震化関連情報の提供とともに、耐震改修促進法に基づく指導・助言を実施する。	P29

第4章 耐震化を促進するための取組

1 普及啓発 / 相談体制の充実	地域と連携した面的な事業周知 墨田区耐震マークの普及 耐震補強フォーラムの開催 まちづくり公社による相談 墨田区耐震化推進協議会による相談 税制優遇の案内 地域における危険度の周知	P30～
2 耐震改修促進法に基づく指導・助言	区は、必要があると認めるときは、改正耐震改修促進法に基づき、耐震関係の基準に適合していない住宅・建築物の所有者に対して耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するために必要な指導及び助言を行うこととする。	P39
3 関連団体・民間事業者との連携	墨田区耐震化推進協議会との連携 東京都建築士事務所協会墨田支部との連携 関係機関による情報共有	P39
4 耐震化情報の普及・啓発	広報紙等によるPR 東京都「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の事例紹介・展示会 アンケート調査の実施によるフォロー調査 登録制度の活用(耐震診断士・工務店) 各種データとの連携	P40～
5 関連施策の推進	不燃化率調査システムの活用 狭あい道路等の現状把握 墨田区細街路拡幅整備事業 東京都耐震マークの活用 特殊建築物定期報告との連携 建築物の応急危険度判定の体制整備	P41～